

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけではなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

（個別項目）

災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

一般社団法人日本建設業連合会の定める「下請取引の適正化と適正な受注活動の徹底に向けた自主行動計画」を踏まえ、適正取引を実行するとともに、協力会社等に対して適正取引の普及啓発と人材育成等の支援に努めます。なお、「労務費見積り尊重宣言」を当社WEBサイト上で宣言しています。

2. 「振興基準」の遵守

発生方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払い方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定を含め、契約に当たっては中小受託事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、中小受託事業者の適正な利益を含み、中小受託事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

受託中小企業振興法に則り、「中小受託事業者」への代金払いは原則全て現金で支払います。また建設工事については建設業法に則り、「下請代金」を適正に支払います。

③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、中小受託事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、中小受託事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他

当社の「人と自然が調和する豊かな環境づくりに貢献する」という基本理念に基づき、高度な社会資本の充実に寄与するために、常に新しい技術の開発にチャレンジし、建設事業を通じて安全で高品質な建設生産物を供給します。「人権と多様性の尊重」、「安全最優先」、「コンプライアンスの徹底」、「サステナビリティへの貢献」を行動指針として、サプライチェーン全体での社会との共存共栄を図る事業活動の展開に努めます。

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言をします。

2023年12月1日

2024年7月1日

2026年1月1日

更新 2026年4月1日

ピーエス・コンストラクション株式会社
企業名

代表取締役 社長執行役員 櫻林 美津雄
役職・氏名（代表権を有する者）